

2026年4月28日

各 位

会 社 名 日産化学株式会社
代 表 者 取締役社長 八木晋介
(コード：4021 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画部 企画室
広報グループリーダー
梁川真吾
電 話 番 号 03-4463-8123

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り同じとします。）、執行役員および理事（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を一部改定し、1事業年度当たりの付与ポイント数の上限、当社が信託に拠出する金銭の額の上限およびその他所要の変更をすること（以下、総称して「本制度改定」といいます。）を決議し、本制度改定に関する議案を2026年6月25日開催の第156回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の背景および目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬比率を引き上げるとともに業績評価指標を変更することといたしました（※1）（※2）。取締役等に対する株式報酬比率の引き上げにともない、1事業年度当たりの付与ポイント数の上限、当社が信託に拠出する金銭の額の上限およびその他所要の変更をすることを決議し、本制度改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

（※1）取締役等の報酬等の比率（目安）

| | |
|-----|------------------------------|
| 改定前 | 基本報酬：業績報酬：業績連動型株式報酬＝65：28：7 |
| 改定後 | 基本報酬：業績報酬：業績連動型株式報酬＝50：30：20 |

（※2）業績評価指標

| | |
|-----|---|
| 改定前 | 「親会社株主に帰属する当期純利益」「EBITDA」「ROE」「当社株価とTOPIXの対前年度騰落率の比較」 |
| 改定後 | 「ROE」「当社3年間TSR（株主総利回り）とJPX日経インデックス400（配当込）の3年間増減率の相対比較」「化学セクターで当社と業容が類似する時価総額上位企業（当社を含む10社）における3年間TSRの順位」 |

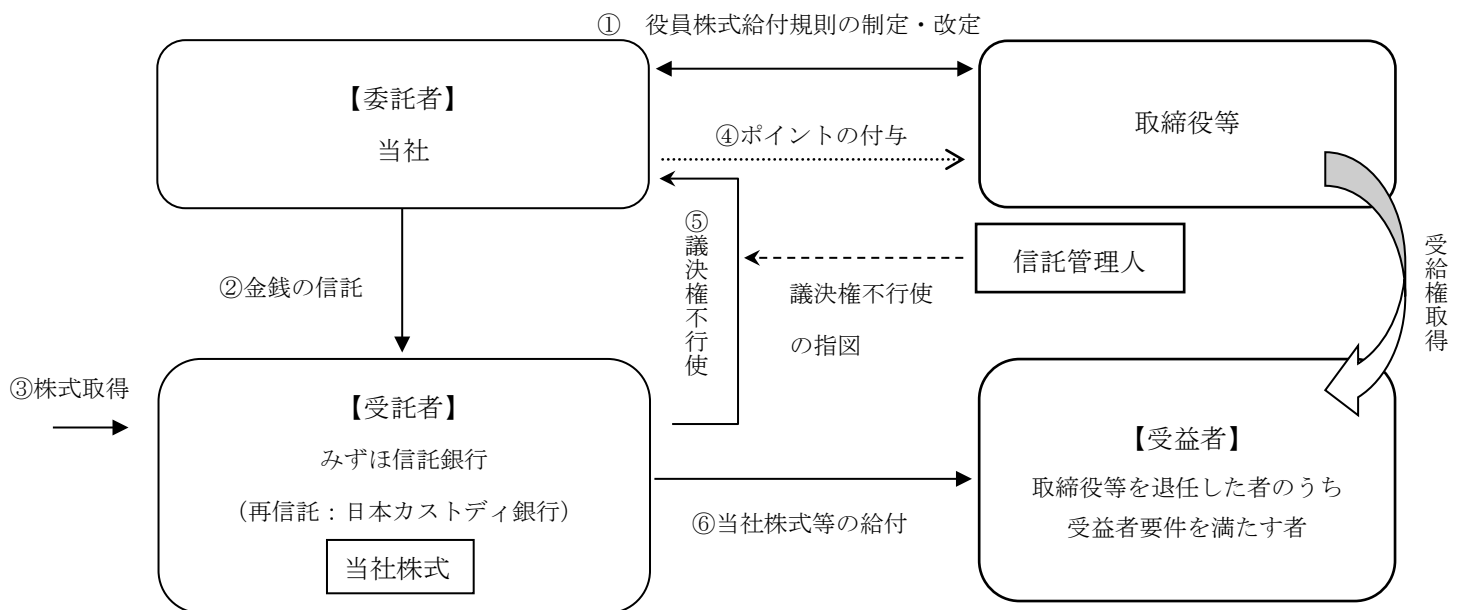
2. 本制度の概要

(主な改定箇所は、下線のとおりです。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、総称して「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、第 149 回定時株主総会における役員報酬の決議に基づいて役員株式給付規則を制定しており、本株主総会で本制度改定議案をご承認いただくことを条件に、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規則を改定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規則に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規則に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）、執行役員および理事

(3) 信託期間

2019年8月16日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための株式の取得代金として、800百万円（うち取締役分として300百万円）の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。

当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、800百万円（うち取締役分として300百万円）を上限として本信託に追加拠出することとしておりましたが、本株主総会で本制度改定をご承認いただくことを条件として、2026年3月末日で終了した事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの対象期間から本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、2,500百万円（うち取締役分として785百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、2,500百万円（うち取締役分として785百万円）を上限とします。

かかる信託拠出額上限につきましては、下記（6）に基づき、今後、取締役等に付与することとなるポイント数の見通しおよび当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社は、対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、本株主総会で本制度改定をご承認いただくことを条件として、2027年3月末日で終了する事業年度から、1事業年度当たり162,700ポイント（うち取締役分として51,100ポイント）となります。また、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、本株主総会で本制度改定をご承認いただくことを条件として、2026年3月末日で終了した事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの対象期間から、488,100株（うち取締役分として153,300株）となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数（換算後の当社普通株式の数）の合計は、本株主総会で本制度改定をご承認いただくことを条件として、2027年3月末日で終了する事業年度から、162,700ポイント（162,700株）（うち取締役分として51,100ポイント（51,100株））を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数（換算後の当社株式の数）の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,627個の発行済株式総数に係る議決権数1,340,706個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.12%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。また、取締役等が在任中に死亡した場合であって、当該取締役等の遺族が役員株式給付規則で定める要件を満たしたときは、当該遺族が、死亡した取締役等の保有ポイント数に死亡日時点における当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭の給付を受ける権利を取得します。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場

合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合、その他役員株式給付規則および本信託に係る信託契約に定める受益者要件を満たさない場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。また、当社株式等の給付を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為や当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合、法令等・定款・社内規則への違反が認められる場合およびその他特段の事情がある場合は取締役会の決議に基づき、取締役等が受領した当社株式等に相当する経済価値の全部または一部の返還を請求できることとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規則の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- | | |
|------------|--|
| ①名称 | : 株式給付信託 (BBT) |
| ②委託者 | : 当社 |
| ③受託者 | : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| ④受益者 | : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規則に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定 |
| ⑥信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ⑦本信託契約の締結日 | : 2019年8月16日 |
| ⑧金銭を信託した日 | : 2019年8月16日 |
| ⑨信託の期間 | : 2019年8月16日から信託が終了するまで |

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上